

三木市と三木市内郵便局との地方創生に関する包括連携協定書

三木市（以下「甲」という。）と三木市内郵便局（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、人的、知的資源の有効活用と協働活動を推進することにより、三木市の地域社会の発展と地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図るために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する人的・知的資源を効果的に活用し、三木市の発展と地域経済の活性化及び市民サービス向上に向けて相互に協力し、地方創生に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、業務に支障のない範囲で、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域経済の活性化に関すること。
- (2) 地域支援に関すること。
- (3) 三木市の魅力発信や市政の PR に関すること。
- (4) その他、甲及び乙が必要と認める地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに双方のいずれからも協定解除の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定書に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

以上のとおり協定を締結した証として、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月25日

兵庫県三木市上の丸町10番30号

(甲) 三木市
三木市長

兵庫県三木市福井1-8-8

(乙) 三木市内郵便局 代表
三木福井郵便局長